

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第4回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和4年11月9日（水）13:00～13:48
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) 多目的室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委 員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員 瀧本委員、小川原委員、露木委員、田代委員 井地委員、浅野委員、飛騨委員、榎本委員 城戸委員、鈴木委員、中野委員、小松委員 小松氏（内藤委員の代理）、高橋委員、井上委員 ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】 足立氏（齊藤氏の代理出席） ・ 事務局：【町】中澤課長、越原副主幹、袴田主査 本橋技師、小山精神保健福祉士 【さむかわ基幹相談支援センター】山田氏、田中氏 ・ 欠 席：山村委員 ・ 傍聴者：1名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 委員自己紹介【名簿】 3. 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について【名簿】 (2) 相談支援事業所からの報告について【資料2】 (3) 関係機関からの情報提供について (4) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて【資料3】 (5) 障害者差別解消地域協議会について【資料4】 4. その他 5. 閉会
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録承認委員について 鈴木俊夫委員、中野久美子委員に決定 ・ 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケート（案）の確定
議事の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 <p>事務局：令和4年度第4回寒川町地域自立支援協議会を開催します。本協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策の</p>

ため、おおよそ1時間程度で終了となりますよう、議事の進行のご協力をお願いいたします。

2. 委員自己紹介

- ・今年度初参加の露木委員、高橋委員より自己紹介を行った。

3. 議 題

会 長：資料の確認と本協議会の出欠の報告をお願いします。

事務局：資料の確認及び出欠の報告を行った。

会 長：委員総数20人中1人の欠席ですので、寒川町地域自立支援協議会設置要領の第6条のとおり、委員の過半数を超える出席のため、本協議会は成立いたします。よって、これより議事を開き、協議会をすすめてまいります。次に本協議会の傍聴希望の有無について報告をお願いします。

事務局：本日傍聴者が1名いらっしゃいます。

(委員一同異議なし) 傍聴者入室。

(1) 議事録承認委員について【名簿】

- ・今協議会の議事録承認委員は、鈴木委員、中野委員で承認された。

(2) 相談支援事業所からの報告について【資料2】

ゆいっと：上半期の相談実績のご報告をさせていただきます。相談件数につきましては、配布資料をご覧くださいと思います。「支援方法」の数値として「関係機関」の計上が多くなっていますが、これは、本人を中心とした支援チームのネットワークを構築する上での関係機関との連絡調整を意味しており、事細かな連携を実施している現れだと認識しています。全体的な相談の傾向と課題としましては、昨年度から引き続き、相談者が非常に多様化していると実感しています。具体的には、若年層の方や家庭環境が複雑な方、病院との関りが無い方や学校へ行けない方など、必ずしも障がい起因する困りごとではない相談が増加しています。そのようなご相談は、各種の福祉サービスの提供等では課題解決にはつながりにくく、相談支援事業所が単独に関わることへの支援の限界もあり、チームアプローチが強く求められております。

それに加えて、未就学のお子さんのご相談が増えています。早期発見・早期療育へ繋げるよいきっかけになっており、親御さんの意識も高くなっていると感じている一方で、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を探してほしいとのご相談がありま

す。ニーズを深めていくと、共働きのご両親の就労を確保する側面もあり、「障がい」の相談というよりも「子育て」の支援の充実を求められていると感じることがあります。

すまいる：上半期の相談実績のご報告をさせていただきます。相談実績の数値に関しましては配布資料の通りです。障がい種別に関しましては、成人の方は精神障がいの方が多く、続いて知的障がい、身体障がいの順となっております。児童の相談に関しましては、知的障がいが一番多くなっています。成人の方の発達障がいの方につきましては、相談者が8名となっておりますが、療育手帳を所持している発達障がいの方は、知的障がいとカウントされることから、発達障がいの診断を受けている方の実数は、報告書よりも多くなっております。

「支援方法」につきましては、「関係機関」の計上が一番多くなっており、それ以降は順に、「電話相談」「訪問」「同行」となっております。「支援内容」につきましては、「福祉サービスの利用等」が一番多く、続いて「健康・医療」「不安の解消・情緒安定」に関する支援となります。「権利擁護」に関する相談も50件あり、家族の状況の変化等により、成年後見制度の利用や金銭管理の第三者介入のご相談等がございます。

新規相談は、毎月コンスタントに2～3ケースご相談があります。成人・児童にかかわらず、障がい者手帳の無い方や診断を受けていない方も複数見受けられます。福祉サービス利用の相談のみならず、今後の生活をどのようにしたら良いのかといった相談も多数ございます。事業所として、計画相談の対応と併せて委託相談をしっかりと対応していきたいと考えております。

会長：ただ今の説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。
・各委員からの質問等無し。

(3) 関係機関からの情報提供について

中央児童相談所：神奈川県中央児童相談所は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町の2市1町を担当しており、本日の配布資料の数値につきましても2市1町の数値となりますが、ご参考にしていただければと思います。

「相談受付状況」の数値は昨年度までのものになりますが、コロナ禍以降、相談総数は減少傾向にあります。児童相談所が一番多く受けている相談内容は、「養護（虐待相談を含む）」となっております。虐待相談の半分以上は警察を経由したご相談となって

おり、コロナの影響もあり、なかなか「養護」の相談が表立たない傾向があると感じております。今年度に関しましては、昨年度までと比較して全体的に相談件数は増加傾向となっています。「障害」相談の916件の95%は知的障がいの相談となっており、その内の90%は療育手帳の新規取得や再判定の相談で、803件となっています。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

・各委員からの質問等無し。

(4) 寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて

【資料3】

事務局：寒川町障がい者福祉計画次期計画策定に係るアンケートについて

資料3で説明いたします。こちらは、令和5年2月実施予定のアンケート調査の最終案となります。修正箇所につきましては、前回第3回会議の資料3の箇所その他、前回会議でご意見をいただきましたものもございしますが、以下の通り、修正を行いました。

- ・1頁の問1は、選択肢の3を「答えたくない」から「その他」に改めた。
- ・問3は、選択肢の3と4と5、それぞれ福祉施設と入院とグループホームを、グループホーム（共同生活援助）、障害者支援施設（施設入所支援）、病院と改めた。
- ・2頁の問5は、下に矢印を加えた。
- ・問8は、設問に「あてはまるもの全てに○」を追記した。
- ・4頁の問14は、選択肢の6の福祉施設を障害児者福祉施設とし、グループホームは8、入院は9と分かるように改めた。
- ・問15は、介助は助言や相談も含むとし、施設職員を施設病院職員と改めた。
- ・5頁の問16は、性別の選択肢に「3その他」を加えた。
- ・問17は、選択肢の8を「家の中（施設内）を移動する」を「家の中（施設内）の移動」に改め、選択肢の14「その他」に助言相談を含むと加えた。
- ・6頁の問19と7頁と問20は新たに追加された設問とした。
- ・7頁の問21は、あなたの就労状況をお答えくださいという設問について、ここでは就労状況と収入についてお伺いしていることから、（雇用契約を結んでいるもの）と追記し、他の選択肢で専業主婦やその他を削除し、選択肢の5番の「就労支援施設等への通所」は「就労継続支援A型」と改め、6番の「働いていない」

には（雇用契約を結んでいない）を追記した。問22と問23の設問も、「5 就労継続支援A型」と改め、次の8頁の問24の設問も「6 働いていない（雇用契約を結んでいない）」と改めた。

- ・問23は、設問を「平均何時間働いているか」と改めた。
- ・8頁の問25は、複数回答できるよう改めた。
- ・9頁の問28は、新たに追加した。
- ・10頁の問29は、選択肢の「5 レストランなど外食」を「5 レストランなどでの外食」に改めた。
- ・問32は、設問の「どのような方法で外出」を「どのような手段で外出」に改めた。
- ・11頁の問34は、6の「ボランティア活動」という選択肢を追加した。
- ・12頁の問35は、選択肢に「同行できる介助者・支援者がいない」を追加した。
- ・問36は、「ボランティア活動」という選択肢を追加した。
- ・13頁の問38は、ゆいっとの住所を倉見に改めた。
- ・14頁の問39は、選択肢の「7 病院（医師・看護師など）」を「7 病院職員（医師・看護師など）」と改めた。
- ・15頁の問41は、選択肢の「7 認定を受けていない・非該当」を「7 非該当」と「8 認定を受けていない」に分け、下の注釈を「区分1～6」の6段階と非該当があり、と改めた。
- ・問42は、選択肢に「8 非該当」を加え、下の注釈を「要支援1～2」「要介護1～5」の7段階と非該当があり、と改めた。
- ・問43は、選択肢の「6 サービスの利用の仕方がわからないから」を「6 利用の仕方がわからないから」と改めた。
- ・17頁からの問45は、縦レイアウトに改め、サービス内容の説明の中で「人」「方」「障害者」の記述を「方」に改めた。
- ・24頁の問51は、（あてはまるもの全てに○）を削除し、選択肢の下にあった注釈「差別には、その人の障害の特性に必要な配慮を行わないことも含みます。」を、設問の下に後に移した。
- ・問52は、「店など」を「店（商業施設）など」と改めた。
- ・26頁の問55の上の文章に、（以下「障害者虐待防止法」という。）を加え、問55・問56の設問で「この法律」とあったものを「障害者虐待防止法」と改めた。
- ・27頁の問57の設問で（いずれかに○）とあったものを（あてはまるものいずれかに○）に改めた。

・29頁の問61は、選択肢の10番の「バリアのない町づくり」を「バリアフリーな町づくり」に、11番の「移動手段・交通の整備」を「移動・交通手段の整備」に改め、「福祉事業従事者の育成・活動の支援・充実」という選択肢を追加した。

・全体的に、ふりがなや、誤字脱字を修正した。

今回こちらの会議で内容を確定し、今後2月のアンケート実施に向けて1月の発送準備を行い、アンケートの印刷や対象者1,000人の無作為抽出などの準備を進めてまいります。来年度にアンケートの集計分析の他、関係する団体への意見聴取等も行い、次期の町障害者福祉計画の見直しを実施いたします。

また、これまでは回答方法を紙面でのアンケート回答のみとしていましたが、今回よりパソコンやスマートフォンを使用した回答ができるよう、関係部署と調整を行っておりますので、併せて報告させていただきます。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

・各委員からの質問等無し。

(5) 障害者差別解消地域協議会について【資料4】

事務局：障害者差別解消地域協議会について資料4で説明いたします。

1頁目が図書館での展示「障がい者の暮らし」の概要で、2頁目、3頁目が県の「ともに生きる社会かながわ憲章」展示のパネルの内容と、4頁目が他の自治体でのその展示の写真となります。なお、こちらの図書館での展示は11月12日（土）から30日（水）までとなりますが、県のパネルの展示は他の自治体での展示の都合上、22日（火）からとなります。ご都合がございましたら是非ご覧くださいますようお願いいたします。

会 長：ただ今の説明について、何かご質問等がありますでしょうか。

委 員：県のパネル展示につきましては図書館の展示室ではなく、他の市町村同様に役場の本庁舎での展示等、多くの人に見てもらえるように工夫をお願いしたいと思います。

事務局：役場の1階については、今回は確認していませんが、現在は展示物等は置いてないようです。図書館は、展示室以外に置くことができませんでしたので、今回は（県のパネルも）展示室で障害者の暮らしの展示と一緒に展示する形としました。

4. その他

(1) 「いじめも不登校もない学校づくり」ご案内

	<p>委員：12月に海老名市自閉症児・者親の会が主催で、第1回まなピタ講演会「いじめも不登校もない学校づくり」を開催します。校則の撤廃や定期テストの廃止などで、個性を伸ばす教育を推進した元世田谷区立の中学校の校長の講演会になります。ご関心のある方は、お申し込みをお願いいたします。</p> <p>(2) 「差別解消法等リーフレット」について</p> <p>事務局：第3回の本協議会でご承認いただきました「差別解消法リーフレット」が完成しました。町民の皆さまには、12月の広報さむかわと一緒に全戸配布を予定しております。</p> <p>また、今回のリーフレットでは、「合理的配慮の提供」を民間事業者にもご協力をお願いすることも謳っております。まずは、障がいのある方と関わる機会が多い医療機関に対して、12月9日に開催されます「保健医療懇談会」にてリーフレットを用いて内容の周知をさせていただきます。併せまして、商工会議所にもご協力をいただきまして、町内の事業者にも配布していただくことも検討しております。</p> <p>5. 閉会</p> <p>会長：閉会の言葉を浅野副会長からお願いいたします。</p> <p>副会長：閉会のご挨拶の中で、2点ご案内をさせていただければと思います。一つ目が「ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場（寒川大会）」になります。委員の皆さまのご所属の機関等でもご周知いただければと思います。二つ目が、身近な公園で気軽に体操が出来る「寒川町の公園等マップ」のご案内になります。この11月から町内の各公園で体操が出来る場が開始となりました。どなたでもご参加いただけますので是非、ご参加ください。</p> <p>本日の会議の中でも様々な情報がございましたし、委員の皆さまと対面でお会いする事も出来ました。会議でお気づきの点は、「質疑・意見用紙」を活用して、皆様と意見を共有したいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
配付資料	<p>資料1：令和4年度第3回寒川町地域自立支援協議会議事録</p> <p>資料2：相談支援事業報告集計[令和4年度上半期まで]（すまいる、ゆいっと）</p> <p>資料3：「寒川町障がい者福祉計画」見直しのためのアンケート</p>		

	<p>ト調査（最終案）</p> <p>資料4：寒川町総合図書館企画展示「障がい者の暮らし」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第4回寒川町地域自立支援協議会 質疑・意見用紙 <p>（その他配布物）【当日配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和3年度 神奈川中央児童相談所の相談受付状況（R4.3.31現在）」 ・「いじめも不登校もない学校づくり」ご案内 ・「2022年度ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場」ご案内 ・「寒川町の公園等マップ」のご案内
<p>議事録承認委員及び議事録確定年月日</p>	<p>鈴木俊夫委員、中野久美子委員 （令和4年12月7日確定）</p>

令和4年度 第4回寒川町地域自立支援協議会 質問・意見集約表

	質問・意見内容	質問・意見に対しての方針等
<p>議題 (2)</p>	<p>権利擁護の相談で、成年後見人を立てられる方の割合は何%ですか？</p>	<p>支援内容の権利擁護の件数は資料2のとおりですが、その中で成年後見人を立てられる件数の集計はしておりません。なお、町長申立の成年後見等をご利用される方は平均して年間1～2名程度です。</p>
	<p>①知的障がいと発達障がい、知的障がいと身体障がいなど重複障がいの相談者は障がい重度の方でカウントされているのでしょうか。それとも両方にカウントされているのでしょうか。 ②障がい種別は手帳の種別で分けており、療育手帳所持の発達障がい者の相談は知的障がい者の相談にカウントされているとの事ですが、知的障がい者や精神障がい者の相談件数の中に発達障がい者の相談件数が含まれていると思います。発達障がい者手帳が存在しないので他の障がいにカウントされてしまっていて、実は発達障がい者の相談件数はもっと多いかもしれません。手帳種別ではなく、相談内容で障がい種別を判断してカウントすることはできないでしょうか。 ③診断がついていない方から、診断のできる医療機関についての問い合わせはありますか。かながわAには、障がい対応についての相談の他、発達障がいの診断や療育の指導ができる病院についての問い合わせがあるそうです。相談支援事業所で専門医の紹介等もしていただけたらと思います。近隣地域では、患者の急増で精神科、特に児童精神科の初診受付を中止している病院があり、受診が難しいとの事です。診断希望者がスムーズに受診できるように医療機関との連携をお願いします。</p>	<p>①現状では、「知的障がいと発達障がい」の相談者は、知的障がいにのみカウントされ、「知的障がいと身体障がい」など重複障がいの相談者は、両方にカウントされています。また、障がい者手帳をお持ちではない発達障がいの方が、発達障がいにカウントされます。この障がい種別による計上方法は、厚生労働省の福祉行政報告例に従って、表記しております。 ②ご意見の通り、潜在的な発達障がいの相談件数は多いことが推察できますが、発達障がいの相談件数を計上する上での定義が曖昧(ご自身で発達障がいとされている方、医療機関で発達障がいの診断を受けている方、知的障がいと発達障がいのある方など)であるため、現在は、療育手帳や精神保健福祉手帳を所持している方は、そちらでのカウントとなっております。また、この件は高次脳機能障がいの方の計上も同様となります。 ③発達障がいの診断がついていない方(また、そのご家族)からの、受診相談もごさいます。その際には、茅ヶ崎市保健所などの関係機関と連携しながら、受診の支援を実施しております。</p>
	<p>①すまいるさんの支援方法で電話相談が多いのですが、本人と家族のどちらが多いですか。訪問が少ないのは電話で解決するからですか。 ②ゆいっとさんの支援方法では訪問が多いのは電話で解決できない事例が多いからですか。</p>	<p>①すまいるでの電話相談は割合としては、ご本人が多いです。知的に重い方等は特にご家族が中心となります。訪問する必要がある方は訪問していますが、(電話のみで解決できているというより)結果的にやり取りとして電話で完結している事例が多いという事かと思えます。 ②基本的には、電話で解決できることはほぼないので、実際にご自宅や事業所を訪問し、家のご様子や作業場面などを拝見させて頂く等、多面的にご本人の状況を把握する中で、支展を進めております。</p>
<p>議題 (3)</p>	<p>①虐待の原因に発達障がいの特性による育て難さに関係していることがあります。発達障がいの疑いがあるお子さんのご家族に、お子さんの診断のための受診を勧める事はありますか。また、発達障がい分かり、そこから適切な関わりをするようになって親子関係が改善されたケースはありますか。 ②障がい児入所施設の加齢児問題が注目されています。加齢児の移行問題や退所後の支援の状況はどのようになっているのでしょうか。</p>	<p>①ご家族がご本人との関わりの中で、診断をはっきりしておきたいと希望される方については、方法として受診の話をする事はあります。こちらから勧めるというよりは、ご家族が診断を得ることにより、特性が分かり育てていく上で助かるという意向であれば、その流れの中で持ちかけるという形です。発達障がい分かる事で、関係改善のきっかけとして特性(ご本人の行動の要因)が分かったというケースや、医療とのつながりが持てた事に安心感を持たれるケースもありました。【すまいる】 発達障がいの疑いについてのご家族からの相談や、受診についての相談があった場合等については、ご家族が今何が一番悩まれているかをお聞きする中で、医療機関への相談(受診)をご案内させて頂く場合があります。また、発達障がいの診断を受けたことにより、ご家族のご本人への理解が深まり、親子関係に変化が出てきたケースはあります。【ゆいっと】 ②加齢児の問題については、関係機関が共通認識を持って地域移行を進めていくための情報共有の場として、連絡会議が10月に開催されました。その中で、県が対策会議を設置し、移行調整が難しいケースの情報を把握し移行先の協議等を行うこととなりました。具体的には個別ケース会議により困難なケースの選定、受け入れ先の情報提供、福祉計画への反映を行っていく他、入所施設が移行支援計画を作成していきます。</p>

	議事録で「県立中井やまゆり園～調査結果報告書」について委員より「強度行動障がいによる不適切行為が生じないような支援を市町村でも…」とありましたが、町では「障がい者虐待防止の周知」や「障がい者差別解消の取り組み」の他にどのような取り組みを考えますか。	委員の発言にありました不適切行為が生じないような支援については、これまでの差別解消や虐待防止の取り組みの他、事業所や町の職員等を対象とした県等の研修の案内や受講等が考えられます。 町内のサービス提供事業所職員への強度行動障害支援者養成研修の受講推進や、発達障害者地域支援マネージャーによる事業所支援(コンサルテーション)と併せて、障がい者差別解消や障がい者虐待防止の町民に対する普及啓発を実施してまいります。
議題 (4)	電子(Web)回答も可能になるとの事で、回答しやすくなると思います。	
	問19⇒この問の答えをどのように活用するのでしょうか。	就労を希望する産業を明らかにすることで、就労意向における課題の把握等に活用することなどが考えられます。
議題 (5)	今年度の企画展示は障がい者週間の前ですが、障がい者週間の期間中に行う企画はありますか。	障害者週間(12月3日～12月9日)に、町で行う企画はございませんでしたが、寒川町社会福祉協議会が12月3日(土)から28日(水)まで健康管理センターで「寒川町福祉団体協議会」の活動紹介の展示を行いました。